

## 監査結果に対する措置事項等の公表

## 1 監査結果及び監査意見の公表年月日

平成22年9月2日（広島市監査公表第35号）

## 2 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日

平成23年3月11日（広議総第5号）

## 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

## 【監査の結果】

## (1) 使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた政務調査費の支出について

(所管課：議会事務局総務課)

監査の結果	措置の内容	
以下のとおり、政務調査費の使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出が見受けられた。	議会においては、平成20年度（2008年度）政務調査費に係る住民監査請求の結果を受け、広島市議会政務調査費運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）の取扱いの明確化について、各派幹事長会議において協議が行われ、平成22年（2010年）9月21日の同会議において、使途基準の明確化を含むマニュアルの一部修正が決定され、10月1日に施行された。	
これらの支出については、既に市議会の該当する会派から自主的に返還されているところではあるが、早急に再発防止策を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。	現在、修正されたマニュアルに基づき、各会派において適正な事務の執行が行われていると考えている。	
区分	件数	金額
個人的な経費	6件	32,010円
後援会活動経費	7件	53,875円
飲食を主目的とする会合経費	31件	177,000円
割引のある回数券の額面による支出	3件	240円
計	47件	263,125円

(2) 政務調査費に係る議会事務局の審査について (所管課：議会事務局総務課)

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>マニュアルには、政務調査費の使途基準の運用のほか、領収証書への宛名や日付等の記載についても定められている。</p> <p>しかしながら、領収証書に宛名や日付がないなど不備のあるものが数多く見受けられるとともに、領収証書の記載内容からして、使途基準に照らし問題があると思われる事例が見受けられた。</p>	<p>議会事務局においては、今回の監査結果を踏まえ、収支報告書提出時等に実施している領収証書等の外形的審査をマニュアルに基づき綿密に行い、また、不明な点について会派への確認を徹底するとともに、判断を伴う事例については「政務調査費に関する法律相談」において専門的助言を受け、審査を適正に行うよう努めている。</p>
<p>議会事務局において、政務調査費の支出について審査を行う際には、マニュアルに基づき、領収証書の宛名、日付等の外形的審査を綿密に行うとともに、領収証書の記載内容から使途基準に照らし問題があると思われる事例があれば、市議会各会派に確認を行うなど審査を適正に行うよう努められたい。</p>	

【監査の意見】

(1) 領収証書について (所管課 : 議会事務局総務課)

監査の意見	対応の内容
<p>宛名のないものなど領収証書の不備が数多く見受けられた。</p> <p>領収証書は政務調査費支出の重要な証拠書類であり、市議会各会派において、マニュアルの周知徹底を行うとともに、政務調査費の支出における自己監査体制の整備などの内部統制の充実を図り、再発防止に努められるよう強く要望する。</p>	<p>平成22年（2010年）6月9日の平成21年度（2009年度）分の定期監査に係る実地監査の結果説明を受け、宛名の記載がないもの等、不備のある領収証書については、マニュアルを遵守して不備のないよう、議長の指示に基づき、議会事務局から各会派幹事長に対し説明を行った。</p> <p>また、議会事務局においては、会派に対し、個別にマニュアルの規定について説明会を行った。</p> <p>さらに、政務調査費支出の実務を担当する会派雇用職員に対し、2回にわたり政務調査費に関する勉強会を開催し、マニュアルの規定や、政務調査費の支出に当たって確認すべき事項等について説明を行うとともに、必ず複数の職員で支出内容を確認（職員が1名の場合は経理責任者の議員と確認）するよう依頼した。</p>

(2) マニュアルについて (所管課：議会事務局総務課)

監査の意見	対応の内容
<p>政務調査費の支出に当たっての判断基準として、マニュアルが作成されている。</p> <p>しかしながら、以下のとおり改善を要する事案が見受けられたため、マニュアルを的確に見直されるよう強く要望する。</p>	<p>議会においては、今回の定期監査の結果が公表される前から、平成20年度（2008年度）政務調査費に係る住民監査請求の結果を受け、マニュアルの取扱いの明確化について、各派幹事長会議において協議が行われていた。</p> <p>平成22年（2010年）8月12日の同会議に、住民監査請求の結果、6月9日の平成21年度（2009年度）分の定期監査に係る実地監査の結果説明及び政務調査費に係る第三者機関（弁護士、税理士）の見解を踏まえた議長案が提示された。</p> <p>また、9月2日に公表された定期監査の結果について、9月14日の同会議において報告が行われた。</p> <p>これらを基に各会派及び同会議で検討が重ねられた結果、9月21日の同会議において、使途基準の明確化を含むマニュアルの一部修正が決定され、10月1日に施行された。</p> <p>さらに、議会事務局においては、政務調査費に関する裁判例等の情報を収集し、議会（各会派）に情報提供を行っている。</p> <p>今回のマニュアルに関する意見への対応結果（マニュアル修正）は、以下のとおりである。</p>
<p>ア 出張旅費について</p> <p>出張については、市議会各会派において、出張目的を明確にし、その必要性を十分に検討した上で出張の承認を行うことが必要である。</p> <p>また、政務調査による出張であることを明白にするため、すべての出張において、出張内容（場所、相手先、政務調査内容等）を記載した報告書を作成の上、その保管を義務付けるべきである。</p>	<p>出張については、その視察調査、会合・会議・研修の内容を記録した「政務調査活動記録簿」を作成し、会派において保管することを定めている。</p>

監査の意見	対応の内容
<p>イ 名刺代について</p> <p>名刺代については、マニュアルに使途についての定めはないが、年間1,000枚程度までの範囲を政務調査費で支出している事例が見受けられた。</p> <p>名刺代は政務調査費の使途基準に合致しないとした裁判例（青森地方裁判所平成18年10月20日判決）のとおり、議員としての通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費であるとは考え難く、多くの政令指定都市において名刺代の支出を認めていないことからも、政務調査費から支出することには疑問が残る。</p> <p>このため、名刺代の支出を認めないとマニュアルに定めるべきである。</p>	<p>これまで、弁護士の見解に基づき、年間1,000枚程度まで政務調査活動のための名刺代として支出を認めており、今回の修正では、マニュアルにその弁護士見解を明記している。</p> <p>このことについては、政務調査活動を行うに当たって名刺を使用することは容易に想定できるとして名刺10,000枚の支出を認めた裁判例（松江地方裁判所平成20年11月10日判決（島根県議会））もあることから、支出は認められると考えている。</p>
<p>ウ 携帯電話について</p> <p>マニュアルにおいては、1台分の携帯電話利用料金について、政務調査活動とそれ以外の議員活動に使用する場合は2分の1、私的活動が含まれる場合は3分の1の按分率により支出することが定められているが、1台分の利用料金全額を政務調査費から支出している事例が見受けられた。</p> <p>しかしながら、携帯電話の使用に際し、政務調査活動以外の受発信を行わないことや政務調査活動専用の携帯電話であることの周知徹底は難しく、政務調査活動の目的に限定して使用することは現実的ではないため、全額を政務調査費から支出することには疑問が残る。</p>	<p>携帯電話について、会派において電話番号等が記載された「使用携帯電話届出簿」を作成、保管すること及び携帯電話の使用議員及び電話番号について対外的に公表できるものとすることを定めている。</p> <p>さらに、政務調査費から全額支出する場合は、政務調査活動以外の活動に使用する携帯電話の番号も会派に届け出て、「使用携帯電話届出簿」に記録することを定めている。</p>

監査の意見	対応の内容
<p>工 政務調査活動専用事務所について</p> <p>マニュアルにおいては、「専ら政務調査に資する場合は、按分による算定方法の適用はありません。」とされており、事務所に要する経費全額を政務調査費から支出している事例が見受けられた。</p> <p>しかしながら、事務所に政務調査活動以外の目的で来訪される市民等を受け入れないことはできず、政務調査活動以外の目的でも使用されていると考えるのが現実的であるため、全額を政務調査費から支出することには疑問が残る。</p>	<p>政務調査費で全額を支出又は実績により案分している事務所については、会派において、事務所における政務調査活動の実績を記録する「政務調査活動事務所記録簿」を作成、保管することを定めている。</p>
<p>オ ガソリン代について</p> <p>マニュアルにおいては、自家用車を政務調査活動とそれ以外の議員活動に使用する場合は2分の1、私的活動が含まれる場合は3分の1の按分率により支出することが認められている。また、これらの按分率の適用が認められるのは、政務調査活動と他の活動との区分が明らかでなく、実績の把握が困難な場合とされている。</p> <p>これらの按分率を用いて政務調査費を支出している事例が見受けられた。</p> <p>しかしながら、ガソリン代については、使用する車の運行日誌を作成し、使用目的及び走行距離を記録することにより使用実績に基づく按分による算定は可能であり、それに基づいて政務調査費を支出すべきである。</p>	<p>ガソリン代については、これまでどおり案分率による支出を認めている。</p> <p>この規定は、一定の案分率による案分を認める裁判例（仙台高等裁判所平成19年4月26日判決（弘前市議会）等）を踏まえた弁護士の見解に基づき定めたものであり、支出は認められると考えている。</p> <p>なお、政務調査活動に使用する自家用車については、会派において「使用車両届出簿」を作成、保管することを定めている。</p>

監査の意見	対応の内容
<p><b>力 備品について</b></p> <p>備品については、市議会各会派において、備品台帳を作成の上、その保管状況を把握するとともに、特に個人事務所で保管するものについては、議員の任期満了時の所有権の取扱いについても明確にすること必要である。</p> <p>このため、マニュアルにおいて、備品台帳の作成の義務付けや備品の所有権の取扱いを定めるべきである。</p>	<p>備品については、会派において「政務調査備品台帳」を作成、保管することを定めている。</p> <p>また、これまでのマニュアルの、会派が消滅した場合に個人の私物として処分することは好ましくないと記載に加え、議員の任期満了前に特段の事情もなく高額な備品を購入することは好ましくないこと、リースが可能な備品についてはリースによることが望ましいことを新たに記載している。</p>
<p><b>キ 親族の雇用について</b></p> <p>マニュアルにおいては、政務調査活動の補助職員として親族を雇用する場合は、生計を一にする親族の雇用は認められていない。</p> <p>このため、親族を雇用する場合は雇用契約書を作成するとともに、住所が同一である場合には、生計を一にしていないことが確認できる書類の提出を求めるべきである。</p> <p>以上のはか、裁判例の動向なども十分考慮の上、状況変化に迅速に対応して、マニュアルを見直されるよう要望する。</p>	<p>政務調査費で雇用している職員について、会派において、氏名、住所等を記載した「補助職員雇用台帳」を作成、保管することを定めている。</p> <p>また、生計を一にする親族の範囲がマニュアルに明記され、親族に政務調査費を支出する場合には、生計を一にしていないことを会派において確認することを定めている。</p>

## (3) 政務調査費の支出について (所管課：議会事務局総務課)

監査の意見	対応の内容
<p>政務調査費の原資は市民等からの税金であり、かつ、地方自治法に規定する「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として、市政に関する調査研究活動のみに支出されるものである。</p> <p>政務調査費制度が、議会の自主性、自律性を尊重して運用されるものであり、また、政務調査費が、市議会会派及び議員の良識と責任により判断し使用されるものであることを念頭において、政務調査目的を踏まえ真に必要な経費支出に努められるよう強く要望する。</p>	<p>政務調査費は、「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例」(平成13年(2001年)条例第15号),「広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」(平成13年(2001年)規則第45号),さらに「広島市議会政務調査費運用マニュアル」(平成19年(2007年)施行)に基づき、政務調査活動に必要な経費として支出されるものである。</p> <p>平成20年度(2008年度)政務調査費に係る住民監査請求の結果を受け、マニュアルの取扱いの明確化について、各派幹事長会議において協議が行われ、平成22年(2010年)9月21日の同会議において、使途基準の明確化を含むマニュアルの一部修正が決定され、10月1日に施行されており、政務調査目的を踏まえた経費支出が行われていると考えている。</p>